

逐条訳

技術的細則(Protocol)

目次

技術的細則第1条（プロトコル1） 国際道路輸送経路・出入国地点.....	1
別紙（Attachment）1 経路・出入国地点リスト.....	2
技術的細則第2条（プロトコル2） 通過交通に関する課金.....	5
技術的細則第3条（プロトコル3） 輸送頻度・容量、割当や認可の発行.....	8
参考1 GMS/CBTA 先行的適用のための覚書の概要.....	11
参考2 先行的適用地点における二国間覚え書の例（MOU for IICBTA）.....	12

技術的細則第 1 条（プロトコル 1） 国際道路輸送経路・出入国地点

P1-1 経済回廊（コリドール）、輸送経路及び出入国地点

本協定が適用される経済回廊／輸送経路及び出入国地点は、技術的細則第 1 条別紙「経済回廊、輸送経路及び出入国地点リスト」及び付図（A4 様式）に定める。

P1-2 追加の出入国地点及び輸送経路の開通

本技術的細則に当初指定する出入国地点及び輸送経路に加えて、協定当事国は、関係国間の覚書によって、追加の出入国地点及び輸送経路を開通させることができる。追加の出入国地点及び輸送経路は、当初指定した地点及び経路と同様の条件を享受することができる。このような開通は、合同委員会に直ちに通知し、改正によって本技術的細則の第 1 条に追加することになる。しかし、このような追加的な出入国地点は、本技術的細則で当初規定した条件と同一の条件を満たす場合には、当該改正の批准又は承認の前に開通することになる。

P1-3 修正	省略
P1-4 批准又は承認	省略
P1-5 発効	省略
P1-6 国内法との整合性	省略
P1-7 保留事項	省略
P1-8 技術的細則の適用停止	省略
P1-9 本協定との関係	省略
P1-10 別紙と技術的細則との関係	省略
P1-11 紛争解決策	省略
P1-12 廃棄通告	省略

別紙(Attachment)1 経済回廊、輸送経路及び出入国地点リスト

(1)南北経済回廊

- a) ルート: Kunming-Yuxi-Yuanjiang-Mohei-Simao-Xiaomenyang-Mohan (中国)
- Boten-Houayxay (ラオス) - Chiang Khong-Chiang Rai-Tak-Bangkok (タイ)
・ 国境: Mohan (中国) - Boten (ラオス)
・ 国境: Houayxay (ラオス) - Chiang Khong (タイ)
- b) ルート: Kengthung-Tachilek (ミャンマー) - Mae Sai-Chiang Rai-Tak-Bangkok (タイ)
・ 国境: Tachilek (ミャンマー) - Mae Sai (タイ)
- c) ルート: Kunming-Mile-Yinshao-Kaiyuan-Mengzi-Hekou (中国) - Lao Cai-Hanoi-Haiphong (ベトナム)
・ 国境: Hekou (中国) - Lao Cai (ベトナム)

(2)東西経済回廊

- a) ルート: Mawlamyine-Myawaddy (ミャンマー) - Mae Sot-Phitsanulok-Khon Kaen - Kalasin-Mukdahan (タイ) - Savannakhet-Dansavanh (ラオス) - Lao Bao-Dong Ha-Hue-Da Nang (ベトナム)
・ 国境: Myawaddy (ミャンマー) - Mae Sot (タイ)
・ 国境: Mukdahan (タイ) - Savannakhet (ラオス)
・ 国境: Dansavanh (ラオス) - Lao Bao (ベトナム)

(3)南部経済回廊

- a) ルート: < Bangkok-Kabin Buri-Sra Kaeo-Aranyaprathet OR Bangkok-Laem Chabang-Phanom Sarakham-Kabin Buri-Sra Kaeo-Aranyaprathet > (タイ) - Poipet-Sisophon-Pursat-Phnom Penh-Neak Loueng-Bavet (カンボジア) - Moc Bai-Ho Chi Minh City-Vung Tau (ベトナム)
・ 国境: Aranyaprathet (タイ) - Poipet (カンボジア)
・ 国境: Bavet (カンボジア) - Moc Bai (ベトナム)
- b) ルート: Bangkok-Trat-Hat Lek (タイ) - Cham Yeam-Koh Kong-Sre Ambil-Kampot-Lork (カンボジア)
・ 国境: Hat Lek (タイ) - Cham Yeam (カンボジア)

(4)その他の回廊／ルート／国境

- a) ルート : Kunming－Chuxiong－Dali－Baoshan－Ruili (中国)－Muse－Lashio (ミャンマー)
- ・国境 : Ruili (中国)－Muse (ミャンマー)
- b) ルート : Vientiane－Ban Lao－Thakhek－Seno－Pakse (ラオス)－ラオス／カンボジア国境－Stung Treng－Kratie－Phnom Penh－Sihanoukville (カンボジア)
- ・国境 : Veunekham (ラオス)／Dong Kralor (カンボジア)
- c) ルート : Nateuy－Oudomxai－Pakmong－Louang Phrabang－Vientiane－Thanaleng (ラオス)－Nong Khai－Udon Thani－Khon Kaen－Bangkok (タイ)
- ・国境 : Thanaleng (ラオス)－Nong Khai (タイ)
- d) ルート : Vientiane－Bolikhamxay (ラオス)－Ha Tinh (ベトナム)
- ・国境 : Nam Phao (ラオス)－Cau Treo (ベトナム)
- e) ルート : Champassak (ラオス)－Ubon Ratchathani (タイ)
- ・国境 : Wang Tao (ラオス)－Chong Mek (タイ)

技術的細則第 2 条（プロトコル 2） 通過交通に関する課金

P2-1 総則（定義及び適用範囲） 省略

P2-2 無差別性

- (a) 特定の国境地域に関する既存の二国間協定に不利益を与える場合を除いて、当時国は、料金の課金にあたって、差別的扱いをしない：
- (i) 他の事由のうち、運送事業者の国籍、車両登録場所、運送の発着地等の理由
 - (ii) とりわけ、国際輸送と国内輸送について
- (b) しかしながら、契約当事国のうち国連が規定する低開発国においては、国内輸送への請負を行う場合には、通行料金や登録車両に関する他の課金について選別的取扱を可能とする。

P2-3 透明性

- (a) 契約当事国は、本協定本文第 31 条（情報開示規定）及び付則第 4 条第 7 条（貿易促進のための情報交換）の規定に従って、国際輸送に課する料金に関する情報を交換する。
- (b) 各協定当事国は、他の協定当事国の NTFC に対して、国際輸送に係る課金の変更が有効となる少なくとも 15 日前までにその内容を通知しなければならない。

P2-4 合法性

協定当事国は、以下の所要措置を適用しなければならない：

- (a) 全ての課金は法律にもとづいてのみ課金される。
- (b) 法的に認可された機関のみが料金徴収権を有する。
- (c) 料金の支払いに対して法定の領収書が発行される。
- (d) 料金の不法な徴収は禁止され、国内法規にもとづいて罰せられる。
- (e) 不法な料金徴収の犯罪については不服申し立てができる。

P2-5 料金徴収の効率性

協定当事国は、他の国境通行手続き（協定本文第 4 条のシングル・ウィンドウやシングルインスペクション及び第 35 条の手続き書類の簡素合理化並びに協定付則第 4 条の国際輸送促進手続き）によって可能となる手続きと一体的に処理することによって国際輸送の促進を阻害する料金徴収を防止しなければならない。

P2-6 適用可能な通行料金

- (a) 協定当事国は、本プロトコルに規定する条件にもとづいて国際輸送に関する以下の課金を賦課することができる：
- (i) 道路・橋梁・トンネル及びフェリーの利用に関する課金
 - (ii) 当事国の国内法規にもとづき許可されている超過重量に関する課金
 - (iii) 所要行政経費のための課金
 - (iv) 他の施設・サービスの利用に係る課金
 - (v) 当事国で購入された燃料に課する課金及び
 - (vi) 道路維持費用料金（上記に記載した課金に含まれない範囲にとどまる）。
- (b) 協定当事国は、上記に掲載した課金以外の国際輸送に関する課金を賦課してはならない。

P2-7 燃料税

- (a) 当事国は、その領土内で給油する国際輸送車両から燃料税を徴収することができる。
- (b) 当事国は、国際輸送に従事する車両が燃料タンクに保有する燃料について、燃料税の課金を免除しなければならない。
- (c) しかしながら、協定当事国は、国際輸送に従事するいかなる車両も、その領土内を離れる前の給油を強制されないことを保証しなければならない。

P2-8 道路維持費用

当事国によって国際輸送に従事する車両に課金される道路維持料金は、その国内車両に当事国が課する道路維持費用に関する課金と同一水準でなければならない。当事国によって国際輸送に従事する車両に課金される道路維持料金は、国内輸送車両に課金される道路維持費用に対する、国際輸送車両が当該領土内を走行する計画距離の比率に応じて課金されなければならない。

P2-9 修正	省略
P2-10 批准又は承認	省略
P2-11 発効	省略
P2-12 国内法との整合性	省略
P2-13 保留事項	省略
P2-14 技術的細則の適用停止	省略
P2-15 本協定との関係	省略
P2-16 紛争解決策	省略
P2-17 廃棄通告	省略

技術的細則第 3 条（プロトコル 3） 輸送頻度・容量、割当や認可の発行

P3-1 通行許可

本協定当事国の運送事業者は、本規定に定める許可証（GMS 道路交通許可証、以下「許可証」と略す）を保持している場合に限って、協定本文第 23 条に定める国際道路運送業務を、他の協定締結国において遂行する権限を付与される。

P3-2 有資格者

(a) 車両

本協定第 1 段階で運行可能な車両は、本協定付則第 2 条第 1 項に規定された旅客及び貨物の輸送である。

(b) 運送事業者

(i) 有償で行う国際道路運送業務は、本協定第 21 条及び付則第 9 条にもとづいて許可を得た運送事業者に限って行うことができる。

(ii) 協定当事国は、定期的に、本協定に定める国際道路運送業務を許可された認可運送事業者の最新の登録内容を他の協定当事国に開示するための合同委員会へ提出するものとする。

(c) 運行計画 (Itineraries)

運行計画は、本協定技術的細則第 1 条に定める経路及び出入国地点に限定して適用することができる。

P3-3 適用免除

下記の輸送業務は、国際運送業務の許可要件の適用対象外とする。

(a) 自家用輸送、但し契約当事国の NTFC または同等の権限を有する当局が発行した本免除規定に適合する車両であることを証する証明書を有し、該当国によって認められた場合に限る。

(b) 非商用車の輸送

(c) 霊柩車

(d) 緊急車両（救急車、消防車、回収車、人道的目的）

P3-4 許可事項(輸送頻度及び輸送能力)

(a) 定期旅客輸送の場合

本許可は、有効期間内において連続的であり、かつ、当該輸送業務にかかる運行計画、輸送頻度、最大輸送能力を特定すべきである。

(b) 貨物輸送及び不定期旅客輸送の場合

- (i) 契約当事国が発行した許可は、有効期間内において連続的であり、かつ、許可証の保持者には、他の契約当事国領土内における国際輸送業務の遂行権を与えられる。
- (ii) 許可は、運送人が選定した車両に対して適用できる。ただし、一度に1台の車両についてのみ適用することができる。つまり複数台の同時利用はできない。

P3-5 許可証発行及び配給手続き

- (a) 本許可証は、本国の国家交通促進委員会もしくはその承認された所管行政庁が、運送事業者に対して、無差別的取扱の原則に照らして、発行し配給する、契約当事国は、当該許可を相互認証する。
- (b) 定期旅客輸送については、運行計画に関連する協定当事者国において適切な輸送条件、許可件数等を調整しなければならない。
- (c) 貨物輸送及び不定期旅客輸送については、各協定当事者国は、500件までの許可を発行する権限を有することができる。この許可件数については、毎年見直しを行い、合同委員会によって修正が行われる。

P3-6 有効期間及びその延長

- (a) 本許可証の有効期間は、発行日から1年間である。他の契約当事者国に入国した後で、有効期限切れとなった場合には、初回の利用に限って、本国へ戻るまで有効期限は自動的に延長される。
- (b) 本国の国家交通促進委員会によって運送事業者向けに発行された許可証は、指名制であり、換金不能及び譲渡不能である。
- (c) 許可証の有効期間は、本協定第21条及び本協定付則第9条に従って発行された許可証を保有する運送事業者の免許の有効期間に従う。
- (d) 国際輸送業務は、当時国の領土への入国日から30日以内の期間内における当時国の領土からの車両の出国によって完了する。運送事業者が期間内に当時国の領土を離れることができない場合には、運送事業者は、当時国の所管行政庁にその延長を申請することができ、運送事業者の遅延が不可抗力又は他の合理的理由によるものである場合には、延長が認められる。

P3-7 許可書類及び証明書

(a) 許可書類

許可書類は、英語で記載された下記事項を含むべきであり、各国語の併記を侵害しない。

- (i) 件名：GMS 道路輸送許可証 (GMS Road Transport Permit)
- (ii) 発行機関の名称 (及びロゴ)、住所、発行日及び国名
- (iii) 技術的細則第3条及び本協定第23条の引用

- (iv)国コード（付則第2条第7(d)項）及び許可番号
- (v)有効期間
- (vi)許可種別及び運送業務の種類（貨物・旅客の別及び定期・不定期の別）
- (vii)定期旅客輸送の場合は、発着地を含む運行計画、輸送頻度及び車両最大輸送能力
- (viii)運送人の証明
- (ix)許可対象車両の登録番号記入欄
- (x)発行場所及び日時
- (xi)発行証明（シール、スタンプ、署名等）

合同委員会は、許可証に含まれる記載事項の変更が適切な場合には、修正を行うことができる。合同委員会は、書式、表記法、配置（レイアウト）及び許可書の印刷仕様を決めることができる。

(b) 証明書

- (i)許可対象車両は、国際輸送業務の期間中、常に、原許可証を携帯しなければならない。
- (ii)個別許可は、登録番号が許可証に記載されている車両についてのみ有効である。

P3-8 第二段階への移行期限

本規定は、発行から3年間有効である。3年を経過した後は、契約当事国が道路輸送市場の再評価を行い、本協定第23条に規定された第二段階である自由市場制度への移行を検討する。第二段階では、全ての運送業の頻度、車両数に関する規制を撤廃する（第23条）。

P3-9 修正	省略
P3-10 批准又は承認	省略
P3-11 発効	省略
P3-12 国内法との整合性	省略
P3-13 保留事項	省略
P3-14 技術的細則の適用停止	省略
P3-15 本協定との関係	省略
P3-16 紛争解決策	省略
P3-17 廃棄通告	省略

参考 1 GMS/CBTA 先行的適用のための覚書の概要

国際旅客・貨物輸送は、指定経路、指定出入国地点で行うことができる（指定ルート及び国境はプロトコル 1 参照）。経路・地点の追加・変更は、合同委員会を通じて決定され、追加・変更された地点については、本条の規定が追加適用される。

本協定による国際輸送の円滑性・迅速性の適用は、全ての国境で運用されるわけではなく、付属規定に指定された国境及び経路に限定されている。

付則別紙 1 及び 2 には、南北（中越）ルートで 3 ルート、4 拠点、東西ルートで 1 ルート、3 拠点、南部ルートで 2 ルート、3 拠点、その他 5 ルート、5 拠点が指定されている。

このルート及び国境のうち、優先的・段階的適用を促進するために以下の地点・ルートに関する協定の早期適用が合意されている。

その内容は、GMS/CBTA の先行的適用（Initial Implementation）のための覚え書（Memorandum Of Understanding）に記載されている（同覚え書の略称は IICBTA である）。

2004 年 8 月のプノンペン第 8 回 GMS 運輸フォーラムで合意された先行的・試験的適用地点は、下記の 7 つの主要国境地点を選定している。

- ① Lao Bao-Dansavanh、
- ② Poipet-Aranyaprathet
- ③ Mukdahan-Savannakhet
- ④ Bavet-Moc Bai
- ⑤ Mae Sot-Myawaddy
- ⑥ Mae Sai-Tachilek
- ⑦ Hekou-Lao Cai.

IICBTA には、多国間協定実現までの中間的な手法として、関連する付則や詳細仕様が発効するまでの間、既存の交通権の交換等に関する二国間協定の枠組みを利用する手法を含んでいる。

この 7 ヶ所の MOU のうちミャンマー国境を除く 5 ヶ所については署名が締結されており、デンサワン・ラオバオは、2005 年 3 月署名、サバナケット・ムクダハンは、2005 年 7 月署名、上記ルートの 3 ヶ国間協定が 2007 年 8 月に署名されている。

2008 年 8 月現在の MOU 批准地点は、上記 2 ヶ所に加えて中越国境ラオカイを含む 3 ヶ所となっている。

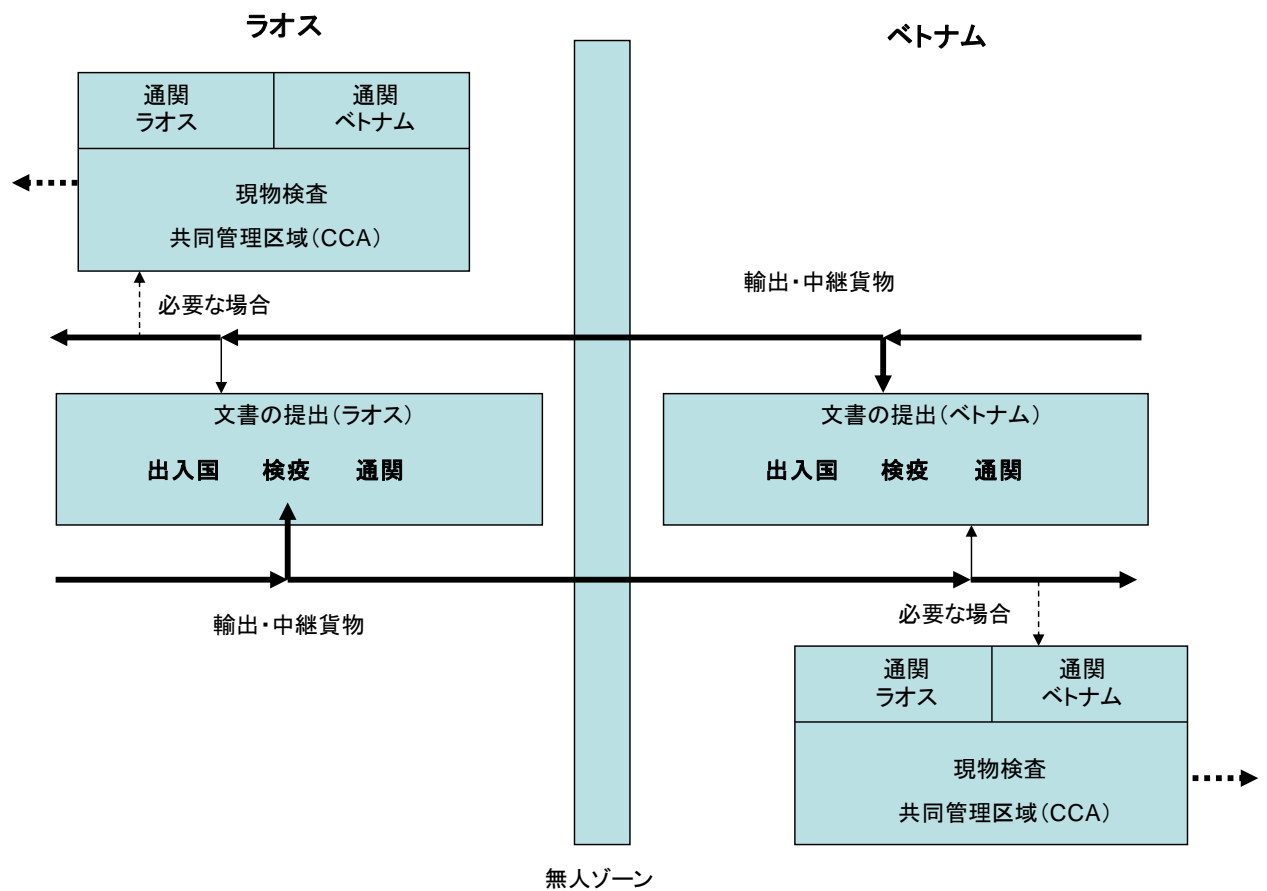
参考2 先行的適用地点における二国間覚え書の例 (MOU for IICBTA)

GMS/CBTA では、GMS/CBTA の協定当事国全てにおける包括的適用には時間がかかるため、その先行的な段階的適用を促進するための先行的適用 (Initial Implementation、略号 IICBTA) のための覚書 (MOU) を作成している。ここでは、特に、シングル・ストップ検査 (SSI) とシングル・ウィンドウ検査 (SWI) について、段階的な実施スケジュールが各段階の実施内容として詳述されている。

ここでは、ベトナムのラオバオ (Lao Bao) とラオスのデンサワン (Dansavanh) の国境における覚書の内容にみる実施スケジュールを紹介する。全体は、4 段階に分けられており、各段階の整備内容は、以下のようにになっている。

第1段階

第1段階では、通関に関する書類手続きは、従来通り出国・入国の両方で行うが、通関現物検査は、入国サイドの共同管理区域（CCA: Common Control Area）内で当該2カ国の関係機関によって同時に行う。出国サイドでの検査は必要としない。検疫、出入国に関する書類手続き・検査は、従来どおり出国・入国の両方で行う。



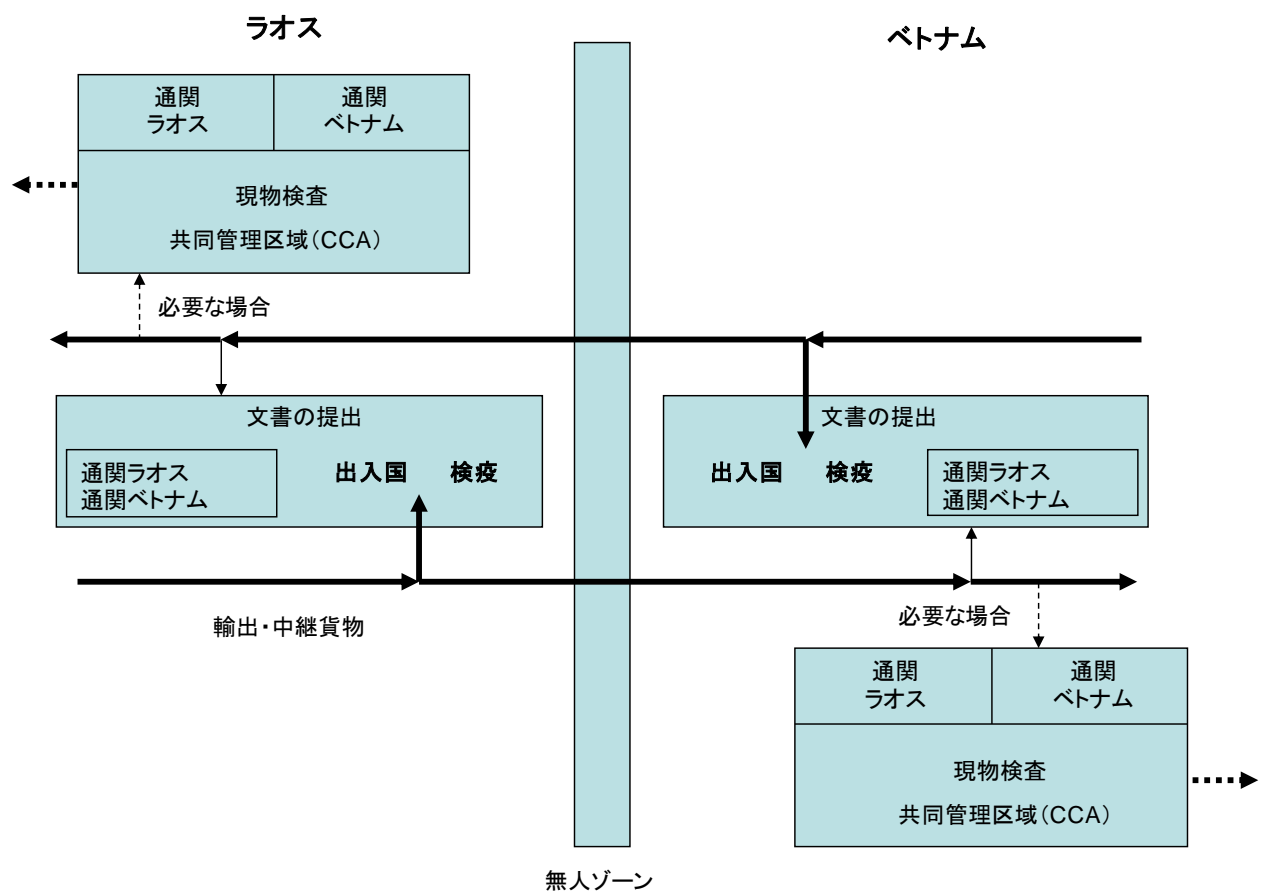
資料: ADB, MOU on the IICBTA at Dansavanh, Lao PDR and Lao Bao, Vietnam, 2005

図1 Lao Bao-Dansavanh における IICBTA 実施方法 (第1段階)

第2段階

第1段階に加え、通関に関する書類手続きも、入国サイドのみにおいて、当該国の関係機関によって同時に行う。検疫、出入国に関する書類手続き・検査は、従来どおり出国・入国の両方で行う。

第2段階のみを実施した場合、税関に関する検査のために入国側へ進んだ車両が、検疫に関する検査のために、再度出国側へ戻る必要が生じるため、実際には、第2段階と第3段階は同時に実施することとなっている。

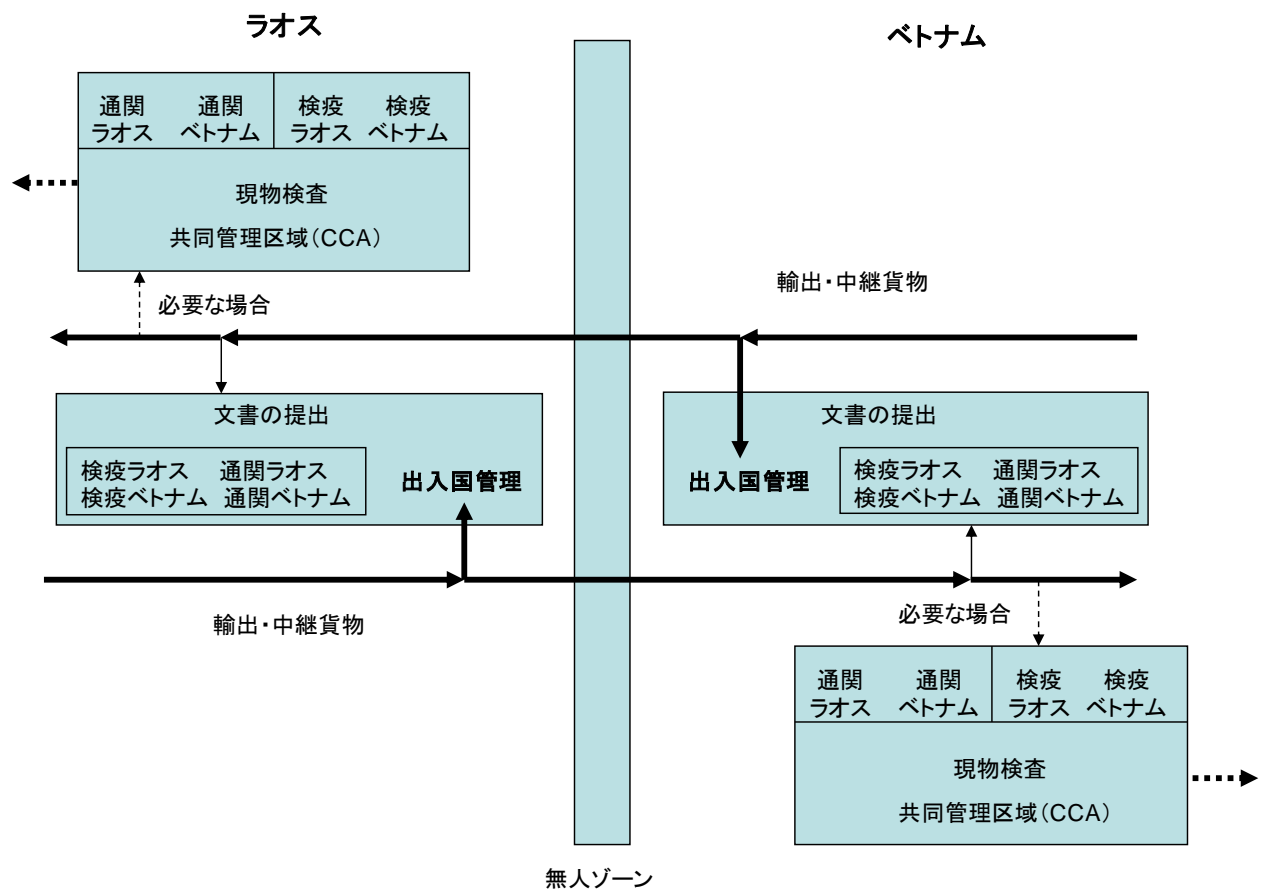


資料: ADB, MOU on the IICBTA at Dansavanh, Lao PDR and Lao Bao, Vietnam, 2005

図2 Lao Bao- Dansavanh における IICBTA 実施方法 (第2段階)

第3段階

第2段階に加え、検疫に関する書類手続き及び必要に応じた検査を、入国サイドのみで当該2カ国の関係機関によって同時に行う。出国サイドでの検査は必要としない。ただし、生きた動物に関する検疫は、出国サイドで行う。出入国に関する書類手続き・検査は、従来どおり出国・入国の両方で行う。

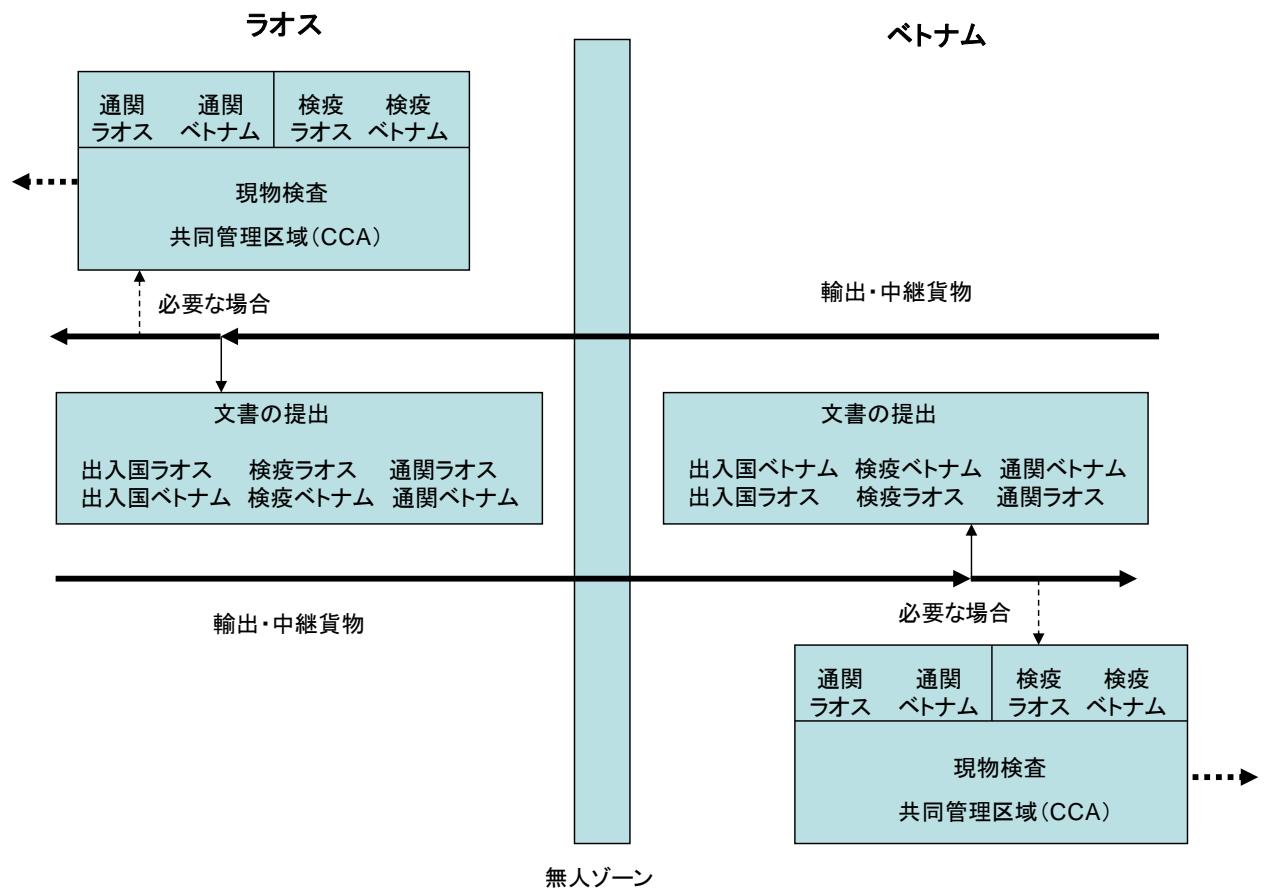


資料: ADB, MOU on the ICBTA at Dansavanh, Lao PDR and Lao Bao, Vietnam, 2005

図3 Lao Bao-Dansavanh における ICBTA 実施方法 (第3段階)

第4段階

税関・検疫・出入国管理等の全てに関する書類手続き及び必要に応じた検査は、入国サイドのみで行い、生きた動物の場合を除き、出国サイドでの手続き・検査は必要としない。



資料: ADB, MOU on the ICBTA at Dansavanh, Lao PDR and Lao Bao, Vietnam, 2005

図4 Lao Bao-Dansavanh における ICBTA 実施方法 (第4段階)

以上